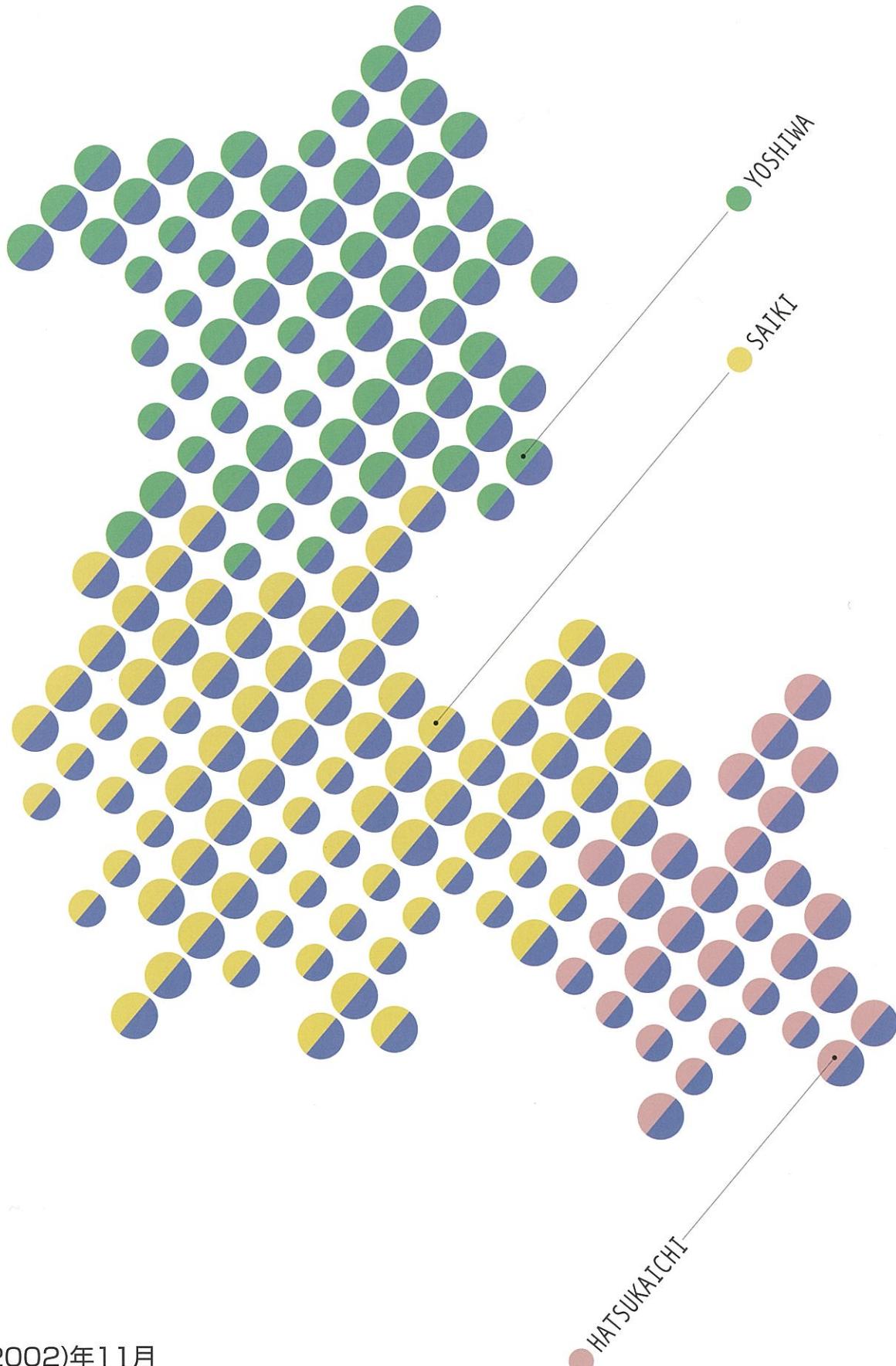


廿日市市・佐伯町・吉和村 合併建設計画



～ 目 次 ～

I 序 論	1
1 合併の必要性	1
(1) 生活圏の拡大と一体化に伴う効率的なまちづくりの推進	1
(2) 行政体制の強化による行政能力の強化、専門的かつ高度なサービスの提供	1
(3) 行財政の効率化、基盤の強化による行政サービスの維持・向上	2
(4) 将来への飛躍・発展に向けた都市総合力の強化	2
2 計画策定の方針	3
(1) 計画の趣旨	3
(2) 計画の構成	3
(3) 計画の期間	3
II 市の概況	5
1 自然条件	5
(1) 位置・面積	5
(2) 地勢	6
(3) 気候	6
2 社会条件	7
(1) 人口・世帯数	7
(2) 産業	9
III 主要指標の見通し	11
1 人 口	11
(1) 総人口	11
(2) 年齢別人口	11
2 世 帯	11
IV 建設の基本方針	13
1 建設の目標	13
(1) 新都市の方向	13
(2) まちづくりの基本テーマ	14
2 まちづくりの基本方針	15
(1) 多機能の連携によって都市的サービスと豊かな自然をともに享受できるまちづくり	15
(2) 多彩な地域資源と人が豊かに交流し、地域の魅力を高めるまちづくり	15
(3) 一体化によるエネルギーと可能性を融合し、新たな活力を創出するまちづくり	16

3 土地利用及び都市構造	17
(1) 土地利用の方針	17
(2) 都市構造の形成方針	19
4 地域別整備の方針	22
(1) 都市ゾーン	22
(2) 田園ゾーン	23
(3) 中山間ゾーン	24
V 主要施策	27
1 多機能の連携によって都市的サービスと豊かな自然をともに享受できるまちづくり	28
(1) 地域特性を生かした総合的な整備の推進	28
(2) 快適で活力ある都市の形成	30
(3) 連携・交流を支える交通ネットワークの整備	32
(4) 高度情報通信ネットワークの整備	34
(5) 安全で快適な住環境の整備	36
(6) 保健・医療・福祉が連携したサービス提供体制の整備	38
2 多彩な地域資源と人が豊かに交流し、地域の魅力を高めるまちづくり	40
(1) 環境にやさしいまちづくりの推進	40
(2) 水と緑を生かしたまちづくりの推進	42
(3) 多彩な生涯学習環境の整備	44
(4) 観光・交流ネットワークの整備	46
3 一体化によるエネルギーと可能性を融合し、新たな活力を創出するまちづくり	48
(1) 市民活動の活性化	48
(2) 次代を担う人材を健やかに育成し、若者や女性がいきいき活動する社会の形成	50
(3) 新たな市民文化の創造	52
(4) 既存産業の活性化と新産業の創出	54
VI 公共施設の統合整備	57
VII 財政計画	59
1 基本的な考え方	59
2 財政計画の概要	59
(1) 計画の前提	59
(2) 歳入・歳出	60
用語解説（本文中に*を付した用語）	61

I 序 論

1 合併の必要性

市町村合併は、これから様々な社会情勢の変化に対応し、将来にわたり住民一人ひとりが安心して暮らすことのできる活力ある地域社会を構築していくための有効な手段です。

廿日市市、佐伯町及び吉和村の3市町村が21世紀の時代の潮流や地域全体の課題への確かつ効果的に対応し、心豊かで活力ある地域社会を築いていくにあたって、合併を行う必要性は次のとおりです。

(1) 生活圏の拡大と一体化に伴う効率的なまちづくりの推進

3市町村においては、交通網の整備などによる日常生活圏の拡大に伴い、通勤・通学、買物、医療及び人口移動など日常生活圏の一体性が強まっています。

また、し尿処理や火葬、介護認定などの事務事業を他の市町を含む広域連携で行うほか、国・県の行政管轄圏域は同一の圏域に属するなど、広域行政が推進されています。

こうした生活圏の拡大や一体化、広域行政の状況に対応し、市民生活の利便性や多様性をより高めていくためには、生活圏に合わせた広域的視点による行政サービスの提供が求められており、多様な都市機能が享受できるよう、市町村の枠組みを超えて相互に連携を深め、一体的かつ効率的なまちづくりを推進していくことが必要です。

(2) 行政体制の強化による行政能力の強化、専門的かつ高度なサービスの提供

地方分権が進む中、市町村は自らの考え方で責任を持って個性豊かなまちづくりを推進していくことが求められています。

3市町村においても、将来の発展に向けて限られた人材を有効に配置し、^{*}マンパワーの充実によって政策形成力を強化し、多彩な地域資源を有効に活用しながら魅力あるまちづくりを推進していくことが必要です。

また、少子・高齢化、環境対策、高度情報化など多様化する課題に的確に対応していくため、より質の高い専門的なサービスを提供していくことが求められています。

財政規模が小さく、職員数が限られている自治体においては、こうした状況への的確に対応していくには限界があり、合併によって行政組織の効率化、専門化を図り、高度で多様な施策の展開など効率的な行政運営を図っていくことが必要です。

(3) 行財政の効率化、基盤の強化による行政サービスの維持・向上

国と地方は、非常に厳しい財政状況にあり、国の見通しによれば、平成14(2002)
年度末で^{*}国と地方の長期債務残高は約693兆円に達することが見込まれています。

3市町村においても、財政は厳しい状況にあり、特に、これまで地方の財政を支えてきた地方交付税の見通しが不透明で、^{*}地方交付税への依存度が高い自治体では、今後大きな影響を受けることが予想されます。

こうした中で、行政サービスを安定的に供給し、多様化、高度化する行政ニーズに的確に対応していくためには、合併による財政規模の拡大を背景に行政の効率化や財政基盤の強化を進め、効果的かつ効率的な行財政運営によって健全で安定した都市経営を推進していくことが必要です。

(4) 将来への飛躍・発展に向けた都市総合力の強化

人口減少、少子・高齢社会が進行し、経済の低迷が続く中、社会経済構造が加速的に変革する時代の潮流のもと、成熟社会に向かう21世紀においては、都市間競争がより一層激化し、従来の発想や枠組みだけでは対応できない状況が予想されます。

こうした状況に対応し、本地域が持続的に発展していくためには、市町村の枠を超えて連携し、3市町村の多彩な風土・資源等を有効に活用した個性的なまちづくりや効果的な施策の展開など、総合的なまちづくりを積極的に進めていくことが必要です。

合併によって、将来への飛躍・発展に向けた都市の総合力を強化し、広島都市圏西部地域の拠点都市にふさわしい魅力と活力を創出するとともに、広島都市圏西部地域全体の自立的な発展を牽引していくことが必要です。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、廿日市市、佐伯町及び吉和村の合併に伴い、3市町村の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の発展を図るため、佐伯町第3次総合計画及び第3次吉和村総合計画の理念を継承するとともに、第4次廿日市市総合計画との整合を図り、廿日市市、佐伯町及び吉和村の合併に伴う新しいまちづくりの基本方針と具体的な施策の方向を定めるものです。

(2) 計画の構成

本計画は、合併後のまちづくりを進めていくための「建設の基本方針」、その方針の実現に向けた「主要施策」、「公共施設の統合整備」及び「財政計画」を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成14(2002)年度（合併の日）から平成24(2012)年度までの概ね10か年とします。

II 市の概況

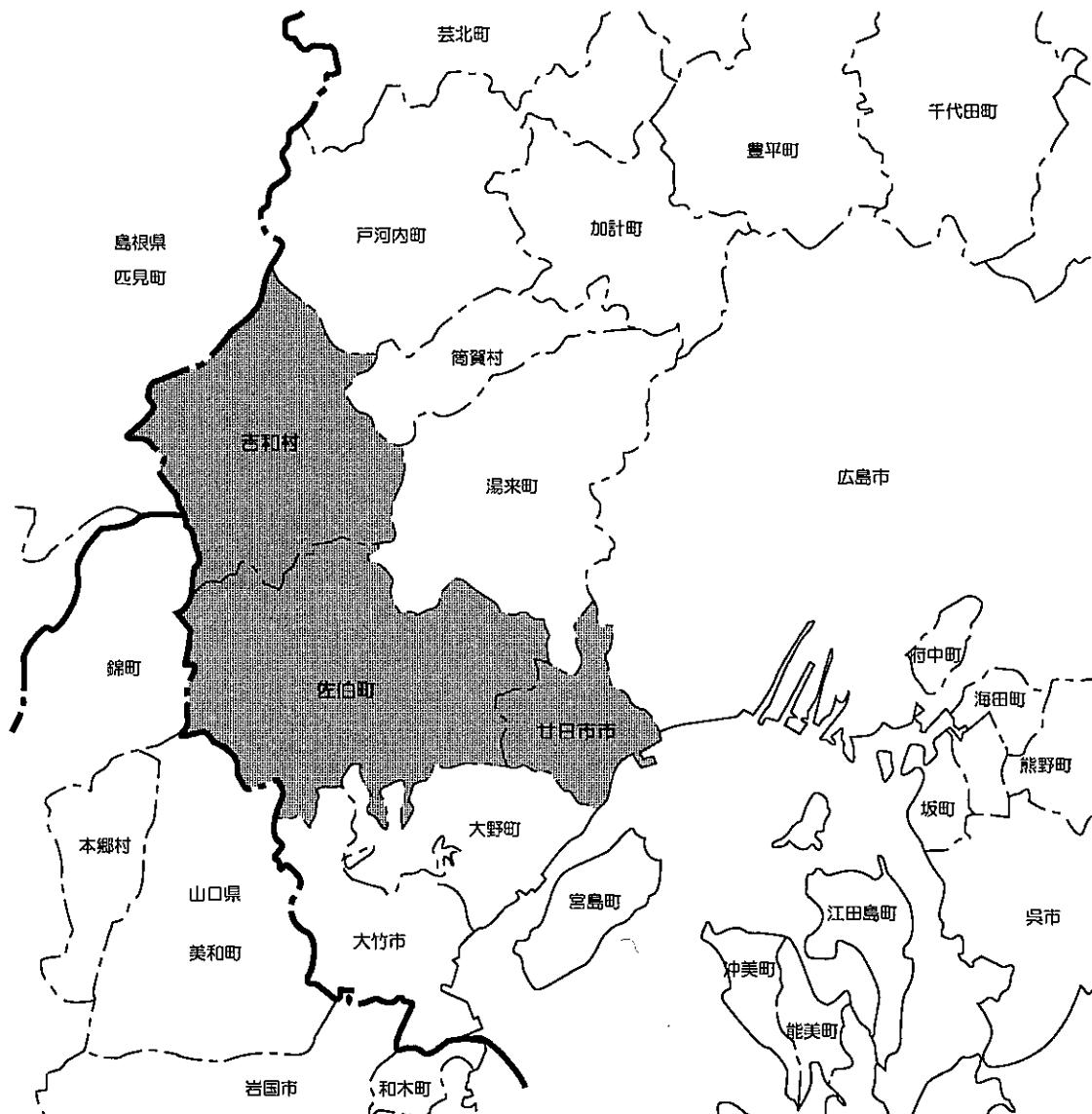
1 自然条件

(1) 位置・面積

3市町村は広島県の西部に位置し、宮島を対岸に臨み、東は広島市、西は大野町、大竹市及び山口県、北は湯来町、筒賀村、戸河内町及び島根県に接しています。

面積は388.22km²、瀬戸内海沿岸部から西中国山地に至る変化に富んだ拡がりを有しています。

■位置図



(2) 地勢

3市町村は沿岸部、内陸部及び山間部から成り、約80%が林野で占められています。

沿岸部は、瀬戸内海を臨むなだらかな丘陵とその背後に山地が連なり極楽寺山等とその尾根が北及び西北に連なって市街地の三方を取り囲み、その山間を、可愛川、御手洗川などの河川が広島湾に注ぎ、それに沿って平坦地や緩傾斜地が形成されています。平坦地のうち、臨海部は古くからの開拓や近年埋め立てによって形成された土地がそのほとんどを占めています。

内陸部は、標高200m以上で、北東から北西にかけて大峯山など1,000m級の山々が連なり、南部は600～700mの山々が複雑に分布し、これらの間を小瀬川、玖島川が流れ、その流域に平地が形成されていますが、まとまった平坦地は幹線道路沿いに限られています。

山間部の標高は耕地部で平均580m、3県境に位置する冠山をはじめ、十方山などに囲まれ、これらの山々を水源とする支流を合して太田川が中央部を南から北に貫流し、小規模な高原盆地を形成しています。

(3) 気候

沿岸部は、瀬戸内海式気候に属し、冬季は乾燥しますが、年間を通じて温暖な気候で、降水量は6、7月の梅雨時に多くなっています。

内陸部は瀬戸内海式気候に属しますが、高地にあるため、沿岸部に比べると冬季にやや気温が低く、積雪もみられます。

山間部は、^{*}冷涼多雨で豪雪地帯に指定されており、冬季は寒さが厳しく、夏季は過ごしやすいものの、盆地のため霧が発生しやすく、多湿です。

2 社会条件

(1) 人口・世帯数

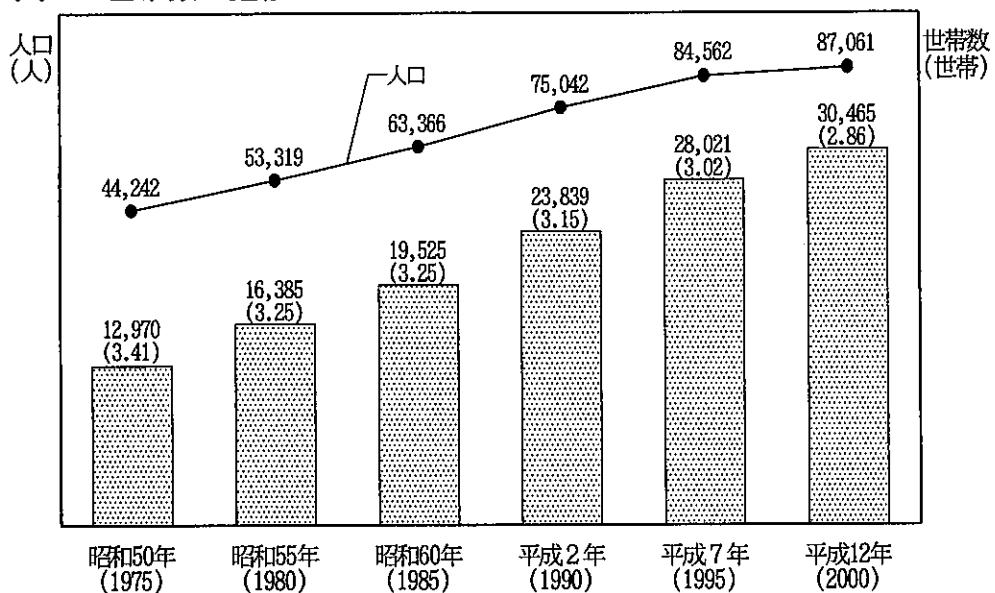
3市町村の総人口は、平成12(2000)年の国勢調査においては、87,061人となっています。

沿岸部を中心に人口は増加傾向が継続していますが、人口増加率は下降しており、山間部では人口が減少しています。

年齢3区分別の人口割合は、0～14歳が16.8%、15～64歳が67.2%、65歳以上が16.0%で、内陸部、山間部において高齢化が徐々に進行していますが、3市町村全体の高齢化率は広島県平均を下回っています。

また、世帯数は30,465世帯で、1世帯当たり人員は2.86人となっており、核家族化が徐々に進行しています。

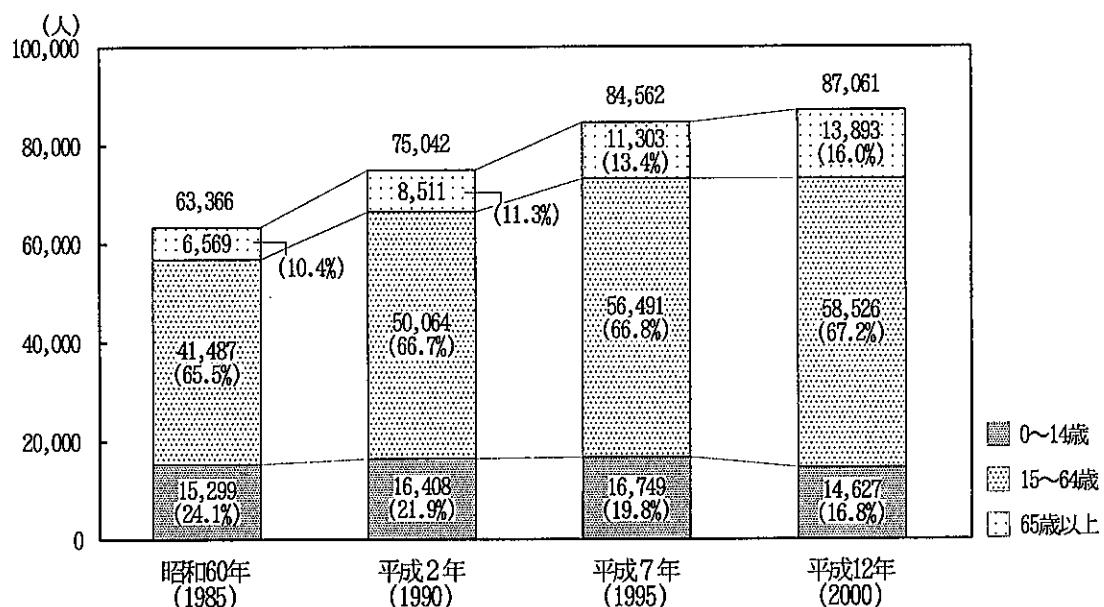
■人口・世帯数の推移



資料：国勢調査

注：()は1世帯当たりの人員数を表す

■年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

注：総人口は年齢不詳を含む、()は構成比を表す

(2) 産業

3市町村の総生産は、平成10(1998)年度で約2,237億7,300万円となっており、広島県平均と比べると、第1次産業と第3次産業に特化した構造になっています。

産業ごとにみると、農業については、農家数、^{*}経営耕地面積とも減少しており、都市化の進展や担い手の高齢化、後継者難等のほか、市場の国際化なども相まって、経営環境が厳しくなっています。林業もまた、木材価格の低迷や担い手の高齢化等により、生産意欲が低下していると見られます。水産業については、かきや内水面での鑑賞用錦ごいの養殖などが営まれていますが、漁場環境の悪化などにより、安定した経営に影響を及ぼしている状況が見られます。

商業は、県西部地域を圏域とする地域型の廿日市商圈を形成し、小売商業の拠点となっていますが、近年、商品販売額は伸び悩んでおり、また、大規模小売店舗の立地に伴って、小規模店舗の経営環境は厳しくなっています。

工業は、県内でも高いシェアを持つ木材・木製品製造業をはじめ、食料品製造業などが立地していますが、近年の経済不況の影響を受け生産活動は停滞気味で、木材港第2期埋め立て地への企業の進出状況も思わしくありません。

観光は、年間約110万人台の入込状況を示し、日帰り型の都市近郊型レクリエーション地として性格づけられており、1人当たりの観光消費額は広島県平均を下回っています。

このように、本地域の産業は、全般的に停滞傾向にあり、既存産業の活性化や新産業の創出など産業振興に向けた取り組みの強化が求められています。

■産業別総生産の割合（平成10(1998)年度）

(単位：百万円、%)

区分	3市町村		広島県構成比
		構成比	
第1次産業	2,511	1.1	0.9
農業	1,108	0.5	0.6
林業	986	0.4	0.2
水産業	417	0.2	0.2
第2次産業	64,043	28.6	31.9
鉱業	47	0.0	0.1
製造業	43,695	19.5	23.1
建設業	20,301	9.1	8.7
第3次産業	165,884	74.1	71.7
電気・ガス・水道業	10,661	4.8	2.4
卸・小売業	26,997	12.1	17.0
金融・保険業	6,932	3.1	4.4
不動産業	44,130	19.7	12.1
運輸・通信業	24,075	10.8	8.3
サービス業	25,915	11.6	16.6
公務等	27,173	12.1	10.9
輸入税-その他-帰属利子	△8,664	△3.9	△4.5
計	223,773	100.0	100.0

資料：市町村民所得推計結果報告

注：構成比は輸入税、帰属利子等を加算控除する前の数値である。

なお、四捨五入の関係により、構成項目の合計が表中の総計と一致しない場合がある。

III 主要指標の見通し

1 人口

(1) 総人口

人口は、住宅団地への人口流入、^{*}都市型住宅の建設や良好な宅地の供給に伴って、今後とも緩やかに増加するものとし、計画の最終年次である平成24(2012)年の人口を10万人と想定します。

(2) 年齢別人口

年少人口（0～14歳）は、少子化傾向の中で、平成24(2012)年には14,000人と見込んでおり、人数、構成比とも減少することが予想されます。

また、生産年齢人口（15～64歳）は、社会増の影響で、平成24(2012)年には64,000人になると見込んでいますが、構成比では減少すると想定しています。

一方、老人人口（65歳以上）は、平成24(2012)年には22,000人となり、人数、構成比とも増加し、高齢化が進行するものと想定しています。

2 世帯

世帯数は、平成24(2012)年には37,600世帯で、1世帯当たり人員は2.66人となり、核家族化が進行すると想定しています。

■主要指標の見通し

（単位：人、世帯、%）

区分	平成12年 (2000)		平成17年 (2005)		平成24年 (2012)	
		構成比		構成比		構成比
総人口	87,061	100.0	94,000	100.0	100,000	100.0
年少人口（0～14歳）	14,627	16.8	14,300	15.2	14,000	14.0
生産年齢人口（15～64歳）	58,526	67.2	63,100	67.1	64,000	64.0
老人人口（65歳以上）	13,893	16.0	16,600	17.7	22,000	22.0
世帯数	30,465		34,300		37,600	
1世帯当たり人員	2.86		2.74		2.66	

IV 建設の基本方針

1 建設の目標

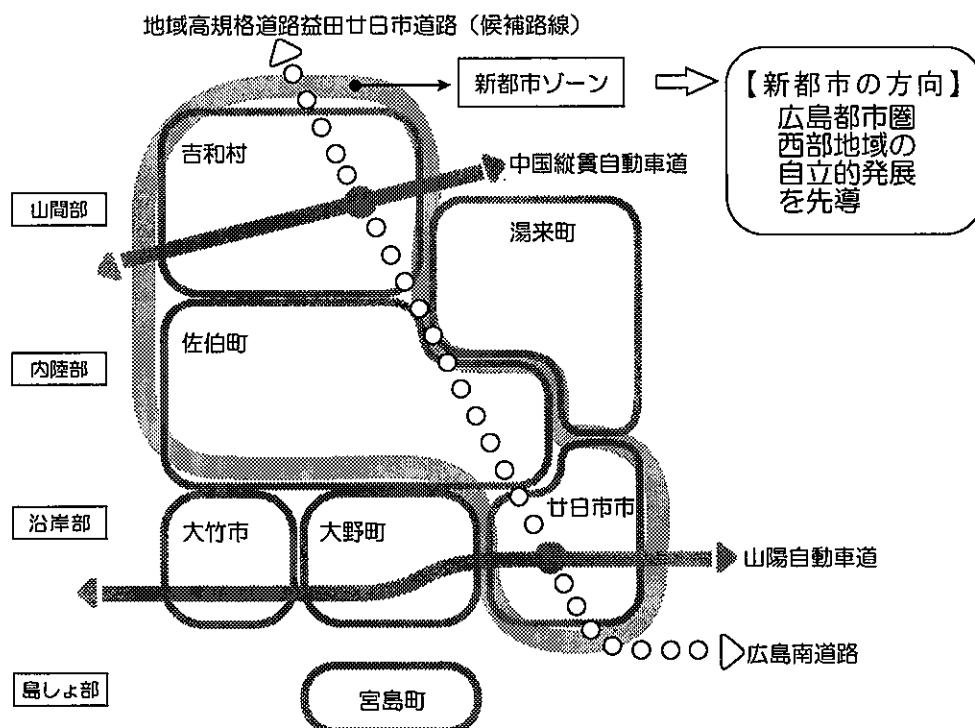
(1) 新都市の方向

広島都市圏西部地域は、広島都市圏における西の玄関口としての位置づけのもと、各市町村に集積する機能やポテンシャルを生かした役割と機能分担を踏まえ、都市機能の拡充等を行いながら、多機能都市を形成していくことによる地域の自立的発展を通じて、広島都市圏全体の拠点性や中枢性の向上に寄与していくことが期待されています。

こうした中、合併後の本市は、沿岸部、内陸部及び山間部が連携した地域構造上重要な位置にあり、今後、広島都市圏西部地域が一体的に発展していくうえで、大きな役割と波及効果を持つています。

このため、廿日市地域、佐伯地域及び吉和地域が持つ資源や魅力を共有し、相互の補完・連携を図りながら、地域の特性を生かした都市機能の拡充を図るなど、個性と特色あるまちづくりを一体的に進め、広島都市圏西部地域の自立的発展を先導する21世紀にふさわしい新都市の形成を目指します。

■新都市の方向



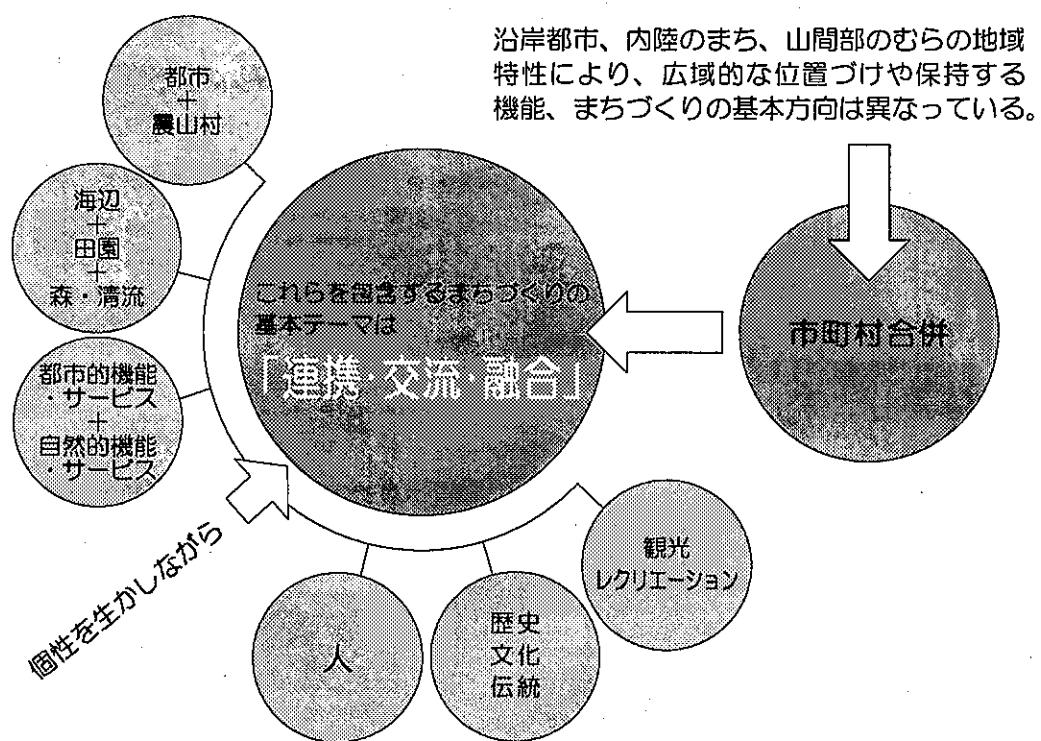
(2) まちづくりの基本テーマ

これからまちづくりにおいては、やみくもに成長を追い求めるのではなく、人々が真に豊かで安定した生活を享受し、環境と共生しながら持続的に発展する地域社会を実現していくことが求められています。

こうした中で、自然風土、土地利用、機能の役割などそれに特性が異なる廿日市市、佐伯町及び吉和村の合併においては、異なる特性を標準化し、没個性化するのではなく、それぞれの特性を生かしながら連携と交流による一体的なまちづくりを進め、それぞれの輝きをより高めるとともに、その融合によって新たな活力を創出し、成熟社会にふさわしい落ち着きと魅力ある地域社会としていくことが重要です。

このため、多様な機能の分担、連携による多彩で心豊かな暮らしの創造、豊かな地域資源を有効に活用した交流による創造性と魅力ある暮らしの創造、一体化によるエネルギーと可能性の融合によるいきいきと躍動感にあふれた暮らしの創造に向けて、市民とともに未来を拓く新都市の形成を目指して、「連携・交流・融合」をまちづくりの基本テーマとします。

■まちづくりの基本テーマ



2 まちづくりの基本方針

「連携・交流・融合」を基本テーマに、次の3つをまちづくりの基本方針として掲げます。

(1) 多機能の連携によって都市的サービスと豊かな自然をともに享受できるまちづくり

本地域は、沿岸都市部と農山村部が一体化することにより、ゆとりある生活を楽しむ場としての多様な機能や豊かな地域環境から構成されることになります。

こうした特質を生かし、本地域はもとより地域内外にとっても魅力ある都市機能の整備を進め、都市の快適性・利便性の向上を図るとともに、交通網や高度情報通信網の整備を進め、地域相互の連携を強化します。

また、都市的サービスとゆとりある居住環境、豊かな自然をともに享受することができるよう、地域の一体的な整備を進めるとともに、^{*}ライフステージに応じてすべての市民が健康で安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉が連携したサービス提供体制の整備を進め、暮らしの多様な可能選択性を持つゆとりと快適性を備えた高質で多様性に富んだ定住環境の創造を図ります。

(2) 多彩な地域資源と人が豊かに交流し、地域の魅力を高めるまちづくり

本地域の一体化は、文化・スポーツ施設、観光・交流施設、歴史的資源など多彩な地域資源や美しい海、豊かな森と清流など変化に富む自然環境を包含することになります。

こうした特質を生かし、自然環境の保全を基調として、循環型社会の実現を目指した環境にやさしいまちづくりや自然と豊かに親しみ、ふれあうことのできる水と緑を生かしたまちづくりを進め、それらが織りなす個性と潤いのある地域の形成を図ります。

また、地域資源の有効な活用や様々な人々との交流を通じて、地域に住む一人ひとりの個性や生きがいをはぐくみ、それぞれの^{*}ライフスタイルを創造する生涯学習環境を整備し、21世紀の成熟社会に対応した豊かな市民生活の実現を推進するとともに、地域内に分布する多彩な観光・交流資源の^{*}ネットワーク化などを進め、多様な情報・人・モノが行き交い、地域内外に情報を受・発信する創造性と魅力ある地域の創出を図ります。

(3) 一体化によるエネルギーと可能性を融合し、新たな活力を創出するまちづくり

本地域の一体化は、多様な価値観を有する市民、個性ある歴史・文化・伝統、特色ある産業などが融合することにより、多様な可能性とエネルギーを有することになります。

こうした特質を生かし、それぞれの地域特性を生かしたアメニティ性豊かな地域空間のもとで、次代を担う人材を健やかに育成し、若者や女性がいきいきと活動する社会の形成を図るとともに、より質の高い文化・芸術活動の活発な展開を推進します。

また、これまで培われてきた技術ストックや広域交通の結節点としての特性を生かし、既存産業の活性化や新産業の創出等バランスのとれた産業振興を進めるなど、市民の暮らしの豊かさや楽しさを高める21世紀を切り開く新たな活力の創出を図ります。

3 土地利用及び都市構造

（1）土地利用の方針

瀬戸内海から西中国山地に至る多様性に富んだ土地資源を有効に活用し、質の高い土地利用を総合的かつ計画的に推進し、市域全体の均衡のとれた発展を図るため、次の4つの基本方針に基づいて土地利用の推進を図ります。

① 地域特性を生かした土地利用の推進

市域全体の調和のとれたまちづくりを推進していくため、それぞれの地域の持つ自然風土、地域形成の過程などを生かしながら、市街化や^{*}都市施設の整備状況を踏まえた市街地や田園集落の整備、営農環境や自然環境の保全など適切な土地利用を推進します。

② 地域相互の連携と広域的視点に基づいた土地利用の推進

市域の拡大に対応し、利便性の高い市民生活や機能的な都市活動を確保するため、拠点地区を適正に配置するとともに、幹線道路や公共交通体系の整備による地域相互の連携が保たれた都市構造を形成します。

また、広島都市圏西部地域の拠点都市としての広域的な機能整備に配慮した土地利用を推進します。

③ 持続的発展が可能な合理的な土地利用の推進

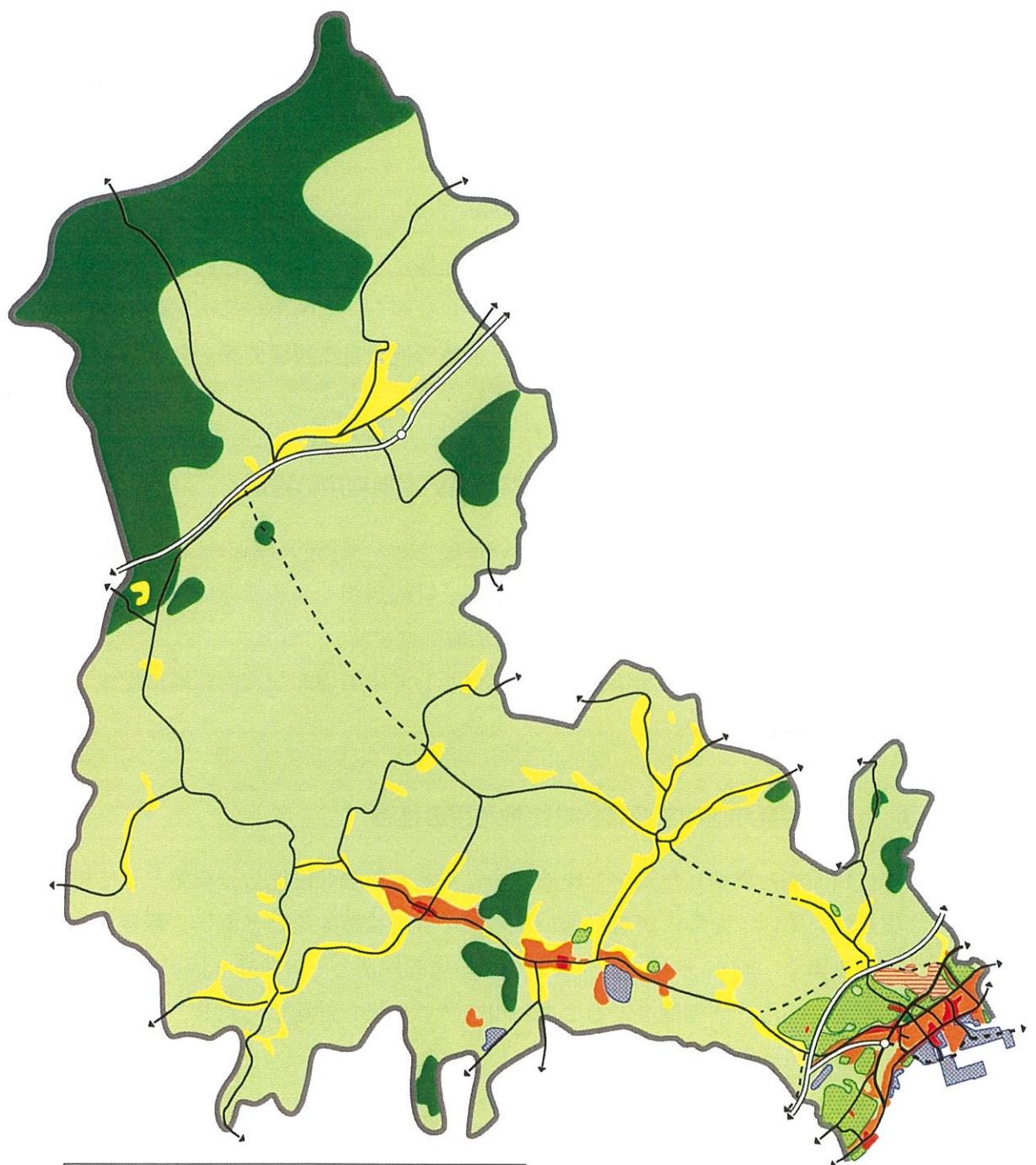
自然環境と調和した安全で快適なゆとりある環境を確保し、資産として将来へ引き継いでいくため、災害に強いまちづくりを推進するとともに、緑豊かな山林や優良農地、河川、海域など良好な自然環境の保全とその多様な活用を図ります。

また、都市計画制度などの土地利用の誘導方策を適切に活用し、秩序ある合理的な土地利用を推進します。

④ 将来を展望した総合的な土地利用の推進

住宅、工業、観光・リゾートなど、新たなまちづくりにおいて必要とする機能整備にあたっては、土地の持つ潜在力を有効に活用し、総合的な視点からの土地利用を図るとともに、自然環境の保全、景観の維持・創造に十分配慮するよう適切な規制・誘導を図ります。

■土地利用方針図



凡 例					
[Yellow Green Box]	専用住宅地	[Red Striped Box]	開発構想地		
[Orange Box]	一般市街地	[Light Green Box]	森 林		
[Red Box]	商業・業務地	[Black Line]	高規格幹線道路		
[Blue Dotted Box]	工業地	[Black Line]	地域高規格道路		
[Yellow Box]	集落地・農地	[Solid Black Line]	幹 線 道 路		
[Dark Green Box]	公園・レクリエーション地				

0 2 5km
N

(2) 都市構造の形成方針

均衡のとれた一体的なまちづくりを推進し、市民が相互に利用しやすい都市構造の形成を図るため、都市・生活機能の適正配置と充実・強化を図ります。

また、都市・生活機能が有機的にネットワークし、効果的に機能するよう都市・生活サービスを提供する拠点地区を設定し、これら相互を連絡する交通・情報通信^{*}ネットワークの構築によって、各地区間の連携を強化します。

① 拠点地区の構成と配置

拠点地区は都市拠点、地域拠点、生活中心地から構成します。

○ 都市拠点

都市拠点は、高次都市機能を備えた魅力と活力ある都市全体の中心として、また、広島都市圏西部地域の拠点として、地域間の連携・交流を支え、広域的かつ市域全体に^{*}都市型サービスを提供するもので、新宮地区（シビックセンター）、JR廿日市駅周辺地区、JR宮内串戸駅周辺地区、JR阿品駅周辺地区的4地区を設定します。

○ 地域拠点

地域拠点は、行政、保健・医療・福祉、文化、商業、コミュニティなどの地域生活機能の集積を有し、都市拠点を補完しながら地域的にサービスを提供するもので、津田地区、吉和地区を設定します。

○ 生活中心地

生活中心地は、コミュニティ施設や商業、金融機関等身近な生活関連サービス施設が立地した日常生活の中心地とし、佐方地区、平良地区、原地区、宮内地区、宮園・四季が丘地区、地御前地区、阿品台地区、友和地区、浅原地区、玖島地区の10地区を設定します。

② 都市軸の設定

交通施設に沿って、拠点地区相互や周辺地域とを連絡し、都市構造を支える都市軸を設定します。都市軸は、広域連携軸、都市連携軸及び都市基本軸から構成します。

○ 広域連携軸

広域的な連携を推進する広域連携軸として、山陽自動車道と中国縦貫自動車道及び広島南道路に沿った東西方向及び将来の広域連携軸として、^{*}地域高規格道路益田廿日市道路に沿った南北方向を設定します。

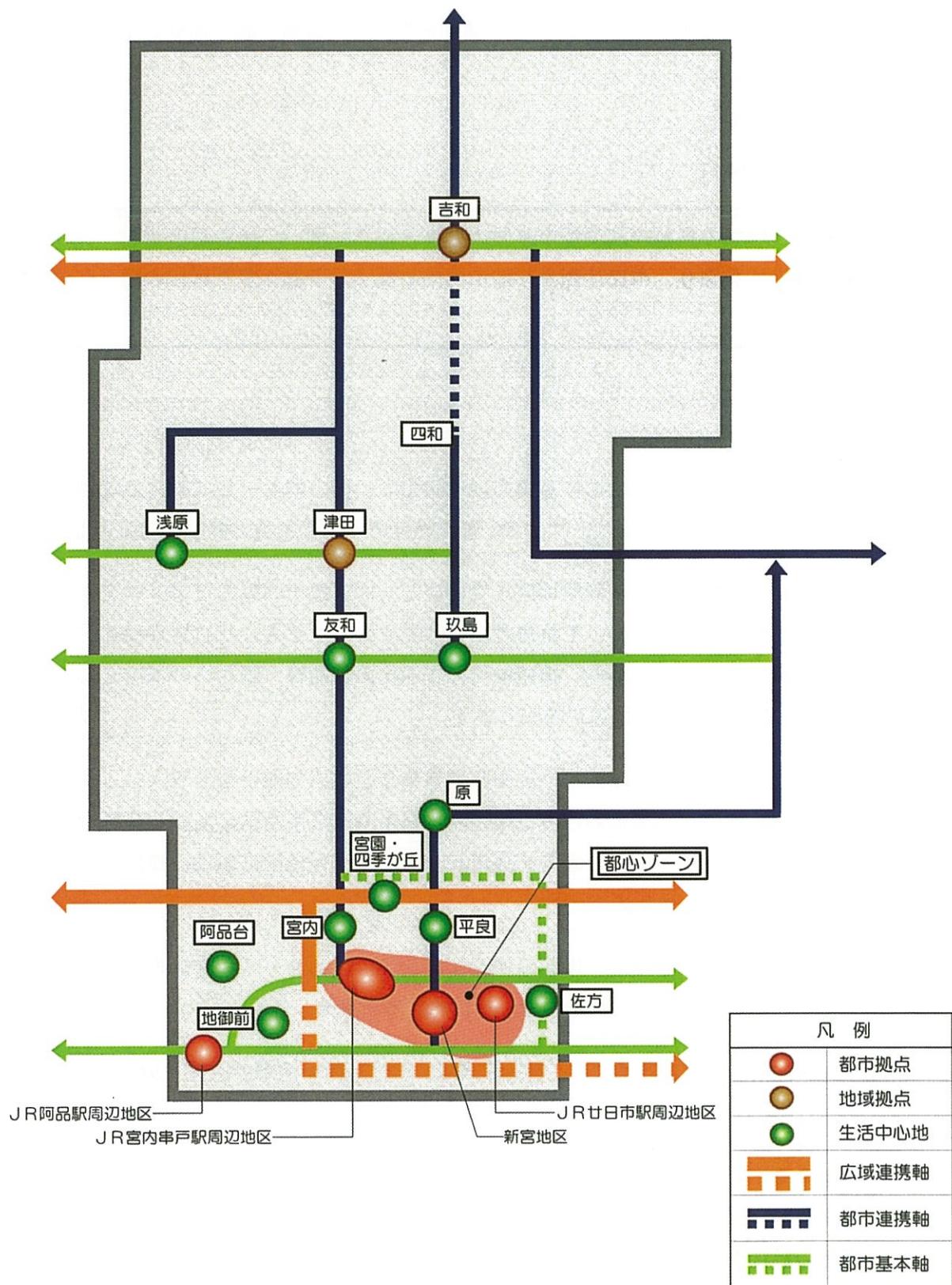
○ 都市連携軸

沿岸部と内陸・山間部とを連絡する都市連携軸として、主要地方道廿日市佐伯線、国道186号、県道虫道廿日市線、県道所山潮原線、国道433号、国道488号等に沿った南北方向を設定します。

○ 都市基本軸

拠点地区相互及び周辺地域とを連絡する都市基本軸として、国道2号西広島バイパス、国道2号、県道廿日市環状線、JR山陽本線、広島電鉄宮島線、主要地方道大竹湯来線、県道本多田佐伯線、国道186号、国道434号、主要地方道岩国佐伯線等に沿った東西方向を設定します。

■拠点地区の構成と配置



4 地域別整備の方針

市域を土地利用や機能の配置状況等の特性に応じて都市ゾーン、田園ゾーン及び中山間ゾーンの3つに区分し、それぞれの個性を生かした地域整備を推進します。

(1) 都市ゾーン

[性格と位置づけ]

各種高次機能の集積整備や都市基盤の整備を進め、潤いのある都市空間、良好な市街地の形成を図り、市民活動及び都市活動の拠点、多様な都市居住の場として形成するゾーン

[整備方針]

- 広島都市圏西部地域における拠点性を強化し、都市的サービスの向上を図り、新都市としての魅力を高めていくため、都市機能の一層の集積と高次化を推進します。
- 新宮地区及びJR各駅周辺地区を受け皿として、都市的魅力とアメニティ性豊かな都市空間の整備を進め、それぞれの特性を生かしながら、行政管理機能、商業・業務機能、文化・娯楽機能、情報機能、交通結節機能等、賑わいや都市としての風格を生み出す都市機能の強化を図ります。
- 沿岸市街地については、^{*}土地区画整理事業などの面整備手法を導入し、JR各駅周辺地区等の拠点地区における土地の高度利用や既成市街地における住環境の改善を進めるとともに、地区計画等を活用し、市街化進行地区における良好な市街地環境の形成を誘導します。
- 生活中心地については、地区の状況に応じて、生活サービス機能の充実を図るとともに、道路、公園、下水道等の生活基盤整備を推進します。
- 将来の都市形成の視点から、市街地周辺における新市街地の開発を適正に誘導し、市街地の拡大を図ります。
- 木材港、宮内工業団地における産業・物流機能の充実を推進するとともに、広域的な業務・研究・交流などの機能を備えた平良・佐方地区における新機能都市開発構想の具体化を図ります。

(2) 田園ゾーン

[性格と位置づけ]

秩序ある土地利用を推進し、農・住の良好な関係を確保しつつ、各種機能や居住環境の整備を進め、魅力ある田園居住地、身近なレクリエーション地として形成するゾーン

[整備方針]

- 津田地区については、一定の行政サービス機能、保健・医療・福祉機能、文化・学習機能などの整備・集積を図るとともに、友和地区については、地域コミュニティ機能の整備や近隣商業の集積を図ります。
- 主要地方道廿日市佐伯線沿道を内陸市街地として位置づけ、^{*}用途地域等の新たな都市計画制度の導入による地域特性に応じた土地利用の誘導を図るとともに、道路、公園等の都市施設の計画的な整備により、良好な市街地環境の形成を図ります。
- 生活中心地については、地区の状況に応じて、生活サービス機能の充実を図るとともに、道路、公園、下水道等の生活基盤整備を推進します。
- 田園集落地については、良好な営農環境を維持・保全しつつ、調和のとれた居住環境の整備を図ります。
- 需要動向に応じた工業生産拠点の形成について検討します。
- ^{*}ほ場整備、農道等の農業生産基盤整備を促進し、都市に近接した立地条件を生かすなど生産性の高い農業の振興を図ります。
- ゾーン内に立地・分布する緑豊かな森林資源の保全・活用を図るとともに、森林レクリエーションや総合スポーツ公園、ゴルフ場等のスポーツ・レクリエーションの場など、地域特性を生かした施設相互の連携による利用の活性化を図ります。

(3) 中山間ゾーン

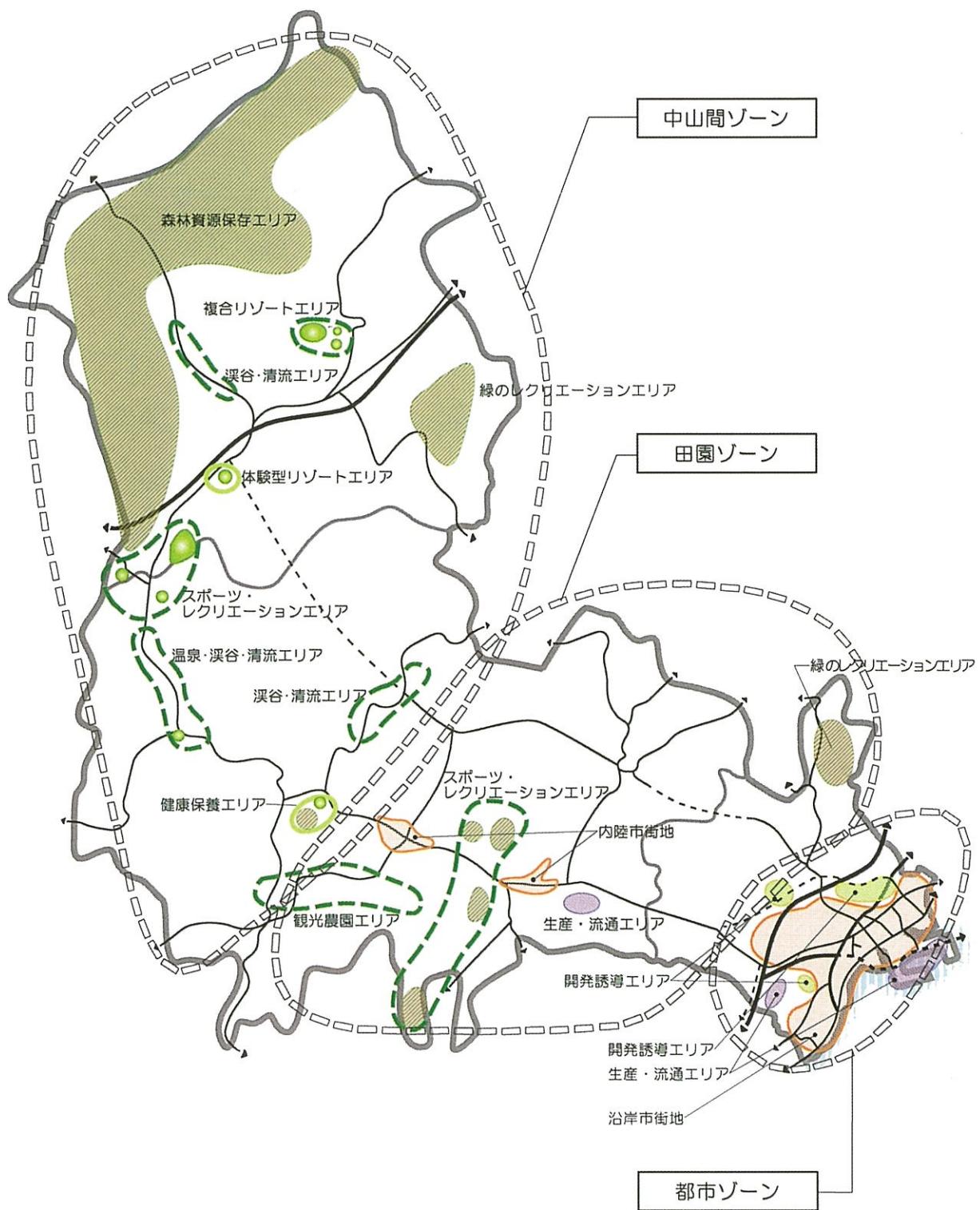
[性格と位置づけ]

豊かな自然環境を保全し、観光交流資源の魅力アップ、農林業の維持・振興や快適な定住環境の整備を進め、森林リゾートの拠点、多自然居住の場として形成するゾーン

[整備方針]

- 吉和地区については、一定の行政サービス機能、保健・福祉機能、文化機能などの集積を生かし、生活の利便性や快適性を高めます。
- 田園集落地については、良好な営農環境を保全しつつ、生活環境の整備を図るとともに、美しい沿道景観を形成します。
- 別荘地については、周辺の自然環境と調和するよう開発の適正な誘導を図ります。
- ゾーン内に立地・分布する温泉、スポーツ・レクリエーション施設、文化施設、体験施設、緑と清流など、多様な観光交流資源を有効に活用し、交流・ふれあい拠点としての魅力を高めていくとともに、豊かな自然を生かした広域的な体験学習施設・文化学習施設の整備など生涯学習の観点に立った新たな交流資源の整備を図ります。
- 広域観光ルートの整備や都市との交流活動の展開などにより、特産物を生かした農林業の振興を図ります。
- 西中国山地国定公園周辺については、自然環境の保全に十分配慮します。

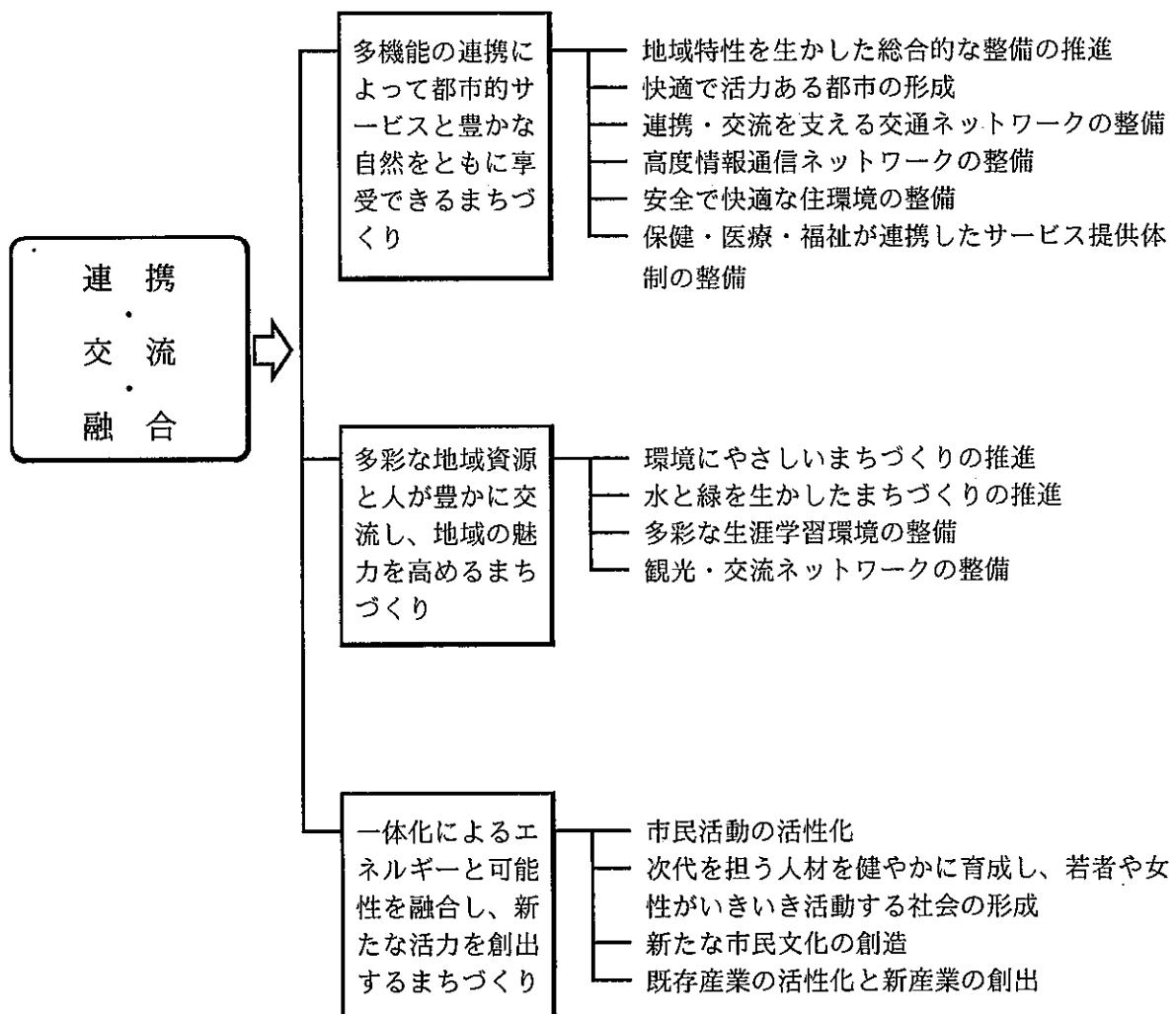
■地域別整備の方針



V 主要施策

まちづくりの基本方針に基づいた主要施策の展開方針は、次のとおりです。

【まちづくりの基本テーマ】 【まちづくりの基本方針】 【主要施策】



1 多機能の連携によって都市的サービスと豊かな自然をともに享受できるまちづくり

(1) 地域特性を生かした総合的な整備の推進

都市ゾーン、田園ゾーン及び中山間ゾーンそれぞれの地域における特性を生かしながら、市域全体として調和のとれた発展を図るため、地形、自然、市街地状況等を踏まえ、広域的な視点に立った適正な土地利用の誘導を図るとともに、市街地の計画的整備や田園集落環境の保全等、総合的な地域整備を進めます。

① 土地利用の計画的誘導

市域全体の秩序ある土地利用の実現を図るため、国土利用計画法、都市計画法等関係法令や制度を適切かつ総合的に運用し、地域のあり方を広域的かつ長期的な視点から展望した適正な土地利用に向けた規制・誘導を図ります。

② 市街地の整備

地域の特性に応じ、良好な環境を備えた市街地を計画的に形成していくため、都市計画制度等の適切な運用による秩序ある土地利用の誘導を図るとともに、土地の有効・高度利用や低・未利用地の有効活用、地域の実情に応じた面的な整備事業の導入などを促進し、土地の効率的な活用を図ります。

③ 国土管理の充実

土地の開発・保全及び土地利用の高度化を図り、総合的なまちづくりを進めるうえで必要な国土管理を充実するため、その基盤となる国土調査法に基づく^{*}地籍調査を計画的に実施するとともに、調査結果の適切な活用を図ります。

【主な事業】

施 策 名	事 業 名	事 業 の 概 要	概 算 事 業 費 (百 万 円)
国土管理の充実	地籍調査事業	○ [*] 地籍調査の実施	868

(2) 快適で活力ある都市の形成

本市が広島都市圏西部地域における拠点としての役割を發揮しつつ、市民ニーズに的確に対応した都市的サービスを享受できる魅力と活力ある都市の形成を図るために、都市拠点及び地域拠点の性格と役割に応じた各種都市機能の充実・強化、都市基盤の整備、快適で潤いのある都市空間づくりを推進するとともに、これらの都市機能が効果的に発揮されるよう拠点相互の連携を強化します。

① 都市拠点の整備

都市拠点である新宮地区については、行政、保健・医療・福祉、文化・スポーツなどにかかわる高次都市機能の集積・整備を推進し、広域的な人・情報の交流を促進するシビックセンターの形成を進めます。また、JR廿日市駅周辺地区及びJR宮内串戸駅周辺地区については、広域的な幹線道路ネットワークの形成を推進するとともに、公共交通機関等との結節機能を強化し、都市生活に必要となる様々な機能を有する魅力ある個性を備えた市街地整備を推進します。さらに、将来の都市発展を担う新機能都市開発構想の具体化の検討を進めます。

② 地域拠点の整備

地域拠点である津田地区及び吉和地区については、既存の諸機能の有効活用を図りながら、生涯学習、保健・福祉施設等の再編・整備や地区周辺道路等の整備を計画的に進め、地区の特性に応じた都市機能や生活サービス機能の充実・強化を図り、市民に身近で利便性の高い拠点として形成します。

【主な事業】

施策名	事業名	事業の概要	概算事業費 (百万円)
都市拠点の整備	新宮地区整備事業	○新宮中央公園の整備 ○(都)平良駅通線、駅前広場の整備 ○榎之窪1号線の整備 ○国関係施設の誘致	2,525
	廿日市駅北土地区画整理事業	○(都)畠口寺田線(Ⅲ工区)の整備 ○(都)廿日市駅北線、駅前広場の整備 ○街区公園の整備 ○歩道舗装、街路灯等の整備 ○良好な景観の整備	13,843
	廿日市駅南地区整備事業	○市街地開発 ○駅前広場、周辺道路等の整備	2,408
	宮内串戸駅周辺地区整備事業	○(都)宮内串戸駅通線・地御前串戸線の整備 ○駅前広場の整備	2,875
地域拠点の整備	津田地区整備事業	○拠点地区整備計画の策定 ○生涯学習施設の整備 ○地域福祉活動等の拠点施設の整備 ○津田保育園の改築 ○周辺道路等の整備	2,273
	吉和地区整備事業	○地域活動支援施設の整備 ○健康増進施設の整備	407

(3) 連携・交流を支える交通ネットワークの整備

都市ゾーン、田園ゾーン及び中山間ゾーンの一体的な生活圏の形成、都市近郊型農業や内陸型工業の育成など、日常生活及び産業活動の基盤となる交通の利便性、機能性の高い都市を形成していくために、また、本市が広島都市圏西部地域全体の自立的発展を先導していくよう、連携・交流を支える道路ネットワークの確立を目指すとともに、鉄道駅の整備や生活バス交通の維持・充実など、相互に連携のとれた総合的な公共交通体系の整備を図ります。

① 国道・県道等の整備

周辺地域との広域的な^{*}アクセス機能の強化、拠点地区相互間や市内における円滑な交通の流動を確保するため、国道や県道の整備を促進します。

なお、地域の活性化を考慮し、長期的視野に立って、将来の連携・交流軸となる広島南道路、国道2号西広島バイパス高架等の地域高規格道路や県道等については、整備の促進が図られるよう関係機関に働きかけていきます。

② 幹線道路の整備

都市内交通の円滑化を図り、秩序ある市街地の骨格を形成していくため、国道や県道等に^{*}アクセスし、また、拠点地区相互や地区間を連絡する^{*}都市計画道路及び地区間幹線道路の整備を計画的かつ効率的に進めます。

③ 公共交通体系の整備

広域的な生活圏の拡大に対応し、公共交通の利便性の向上と円滑な運行を確保していくため、都市交通体系を総合的に検討し、交通施設としてのJR駅の利便性やターミナル機能の強化を図るとともに、地域の実情を踏まえた生活バス交通の維持・充実を進めます。

【主な事業】

施策名	事業名	事業の概要	概算事業費 (百万円)
幹線道路の整備	都市計画道路整備事業	○畠口寺田線(IV工区)の整備 ○宮内串戸駅通線・地御前串戸線の整備 (再掲) ○平良駅通線の整備(再掲)	1,558
	地区間幹線道路整備事業	○地御前・宮内間の幹線道路整備 (市道野坂線・宮迫線) ○津田支線の整備	1,817
公共交通体系の整備	総合都市交通体系整備事業	○総合都市交通計画の策定	15
	橋上駅化推進事業	○JR廿日市駅の橋上化・南北自由通路の整備	820
	生活交通確保事業	○生活バス交通の維持・充実 ○バス車両の購入	469

注：再掲分は事業費含まず

【主な県事業】

施策名	路線名	事業の概要
国道・県道等の整備	一般国道2号	新宮地区の歩道整備
	一般国道186号	浅原工区の道路改良
	一般国道433号	上平良～長野の道路改良
	一般国道488号	東山バイパスの整備
	主要地方道岩国佐伯線	市野工区の道路改良
	主要地方道廿日市佐伯線	黒折工区の道路改良
	主要地方道大竹湯来線	永原工区の歩道整備
	一般県道廿日市環状線	宮内・明石～上平良の道路改良 (主要地方道廿日市佐伯線との取り付けについては、明石地区の円滑な交通が確保されるよう適切な改良を検討)
	一般県道本多田佐伯線	津田工区及び花上工区の道路改良
	一般県道川角佐伯線	大沢工区の道路改良
	一般県道虫道廿日市線	平良工区及び吉末・川上工区の道路改良
	一般県道栗谷河津原線	友田工区の道路改良
	一般県道白砂玖島線	大町工区の道路改良
	一般県道所山潮原線	所山～潮原の安全施設・防災施設等の整備
	都市計画道路廿日市駅通線	廿日市二丁目～駅前の整備
	都市計画道路佐方線	国道2号～JRの整備

(4) 高度情報通信ネットワークの整備

市民生活の豊かさと利便性の向上や地域内外との多様な交流による活力ある地域社会の形成を図るため、高度情報化社会に対応した、地域や行政における情報化を積極的に推進し、広島都市圏西部地域の拠点にふさわしい情報通信ネットワークの構築を図ります。

① 地域情報化の推進

地域の実情を踏まえた適切な情報化を推進していくため、市民ニーズに対応した地域情報化の在り方を検討し、情報通信に係る地域格差の解消を図りつつ、市民だれもが高度な公共サービスや行政情報の提供などが受けられる情報環境の整備を進めます。

② 行政情報化の推進

行政事務の効率化・迅速化、行政サービスの高度化の実現や双方向の情報の受・発信を通じた市民と行政のパートナーシップを構築していくため、行政における情報の電子化・共有化、公共施設相互のネットワーク化などの行政の情報化を推進します。

【主な事業】

施策名	事業名	事業の概要	概算事業費 (百万円)
地域情報化の推進	地域情報化推進事業	○地域情報化推進計画の策定 ○地域公共ネットワーク等地域情報通信基盤の整備	143
行政情報化の推進	行政情報化推進事業	○総合行政ネットワークの整備 ○LAN構築など行政情報通信基盤の整備 ○ホームページの充実、行政文書の電子化など	768

(5) 安全で快適な住環境の整備

すべての市民が安全で快適に暮らしていける都市を形成していくため、災害に強い安全なまちづくりを推進するとともに、地域のどこでも安全かつ快適に利便性の高い生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた生活環境の計画的な整備や人にやさしいまちづくりを推進します。

① 安全なまちづくりの推進

市民の生命と財産を守るため、消防・救急及び防災活動の拠点となる消防庁舎、
^{*}防災公園等の施設整備や住民への主要な情報伝達手段としての防災行政無線の整備など、消防・防災体制の強化を図るとともに、高潮対策や河川改修など自然災害防止対策を進めます。

② 生活環境の整備

快適な生活環境を確保していくため、地域の実情や多様なニーズに応じた公営住宅、生活道路、公園、上下水道、墓苑などの生活基盤整備を計画的に進めるとともに、鉄道駅を中心とした交通施設の^{*}バリアフリー化など人にやさしいまちづくりを推進します。

【主な事業】

施策名	事業名	事業の概要	概算事業費 (百万円)
安全なまちづくりの推進	消防救急体制整備事業	○消防庁舎等の整備	1,340
	防災公園整備事業	○ [*] 防災公園の整備 (新宮中央公園、野坂中央公園) ※新宮中央公園は再掲	2,121
	防災行政無線整備事業	○防災行政無線の整備	298
生活環境の整備	公営住宅整備事業	○公営住宅の統合・建て替え	1,888
	定住促進事業	○定住促進団地の整備	25
	生活道路整備事業	○生活道路の各所改良整備	4,200
	公園・緑地整備事業	○ [*] 近隣公園の整備(再掲) (新宮中央公園、野坂中央公園) ○街区公園の整備 ○緑道の整備	554
	上水道整備事業	○七尾配水池の整備 ○南部簡易水道の統合整備 ○浅原簡易水道の統合整備 ○津田簡易水道の整備	2,516
	下水道等整備事業	○公共下水道の整備 ○ [*] 特定環境保全公共下水道の整備 (友和地区、津田地区、吉和地区) ○農業集落排水の整備 (浅原地区) ○ [*] 小型合併処理浄化槽設置費補助	27,858
	墓苑整備事業	○墓苑の整備	61
	交通バリアフリー推進事業	○ [*] 交通バリアフリー計画の策定 ○JR各駅へのエレベーターの設置	331

注：再掲分は事業費含まず

【主な県事業】

施策名	事業名	事業の概要
安全なまちづくりの推進	河川改良事業	○可愛川の整備(可愛～新宮) ○御手洗川の護岸補強(串戸地区)
	海岸高潮対策事業	○阿品海岸の護岸整備(阿品三丁目地区)

(6) 保健・医療・福祉が連携したサービス提供体制の整備

すべての市民が生涯を通じて健康で生きがいをもって安心して暮らしていくことができるよう、健康づくりの推進や地域医療体制の充実を図るとともに、地域福祉推進体制の強化や地域福祉施設の整備を進め、保健・医療・福祉が連携した体系的なサービス提供体制の確立を図ります。

① 健康づくりの推進と地域医療体制の充実

市民一人ひとりの^{*}ライフステージやニーズに応じた健康づくりを推進するため、総合健康福祉センター（あいプラザ）を拠点として、各地域の保健施設が相互に連携した保健サービスの提供体制の充実・強化を図ります。

また、地域の実情に応じた地域医療提供体制の充実を図ります。

② 地域福祉推進体制の充実

市民の活動と公的サービスの連携によって、総合的な福祉サービスを提供していくため、その指針となる地域福祉計画を策定し、既存施設を有効に活用した地域福祉の拠点の場を整備するとともに、市民の福祉意識の高揚を図りながら地域社会全体で支え合う地域福祉推進体制の確立を図ります。

③ 福祉サービスの充実

高齢者や障害者が地域の中で安心して生活していくことができるよう、介護保険の適切な運営を図るとともに、^{*}介護サービス基盤の整備を促進し、併せて介護予防、在宅生活支援の充実を進め、高齢者の社会参加の促進や生きがいの創造を図ります。

また、障害児の療育支援など障害者福祉サービスを推進するとともに、利用者自らがサービスを選択、利用する支援費制度への移行に対応したサービス提供体制の整備を図ります。

【主な事業】

施 策 名	事 業 名	事 業 の 概 要	概 算 事 業 費 (百 万 円)
健康づくりの推進と 地域医療体制の充実	健康づくり推進事業	○健康づくり施策の指針となる計画の策定 ○健康診査の充実 ○健康相談・健康教育の充実 ○健康増進事業の実施	85
	健康増進施設整備事業 (再掲)	○健康増進施設の整備	—
	地域医療体制整備事業	○吉和診療所（内科）の充実	199
地域福祉推進体制の 充実	地域福祉体制整備事業	○地域福祉計画の策定 ○地域福祉活動等の拠点施設の整備(再掲)	8
福祉サービスの充実	高齢者福祉推進事業	○基幹型在宅介護支援センターの整備 [*] ○見守りホットラインの運営	225
	障害者福祉推進事業	○障害児放課後対策事業の実施 ○障害児のつどい事業の実施 ○精神障害者居宅生活支援サービスの実施	115

注：再掲分は事業費含まず

2 多彩な地域資源と人が豊かに交流し、地域の魅力を高めるまちづくり

(1) 環境にやさしいまちづくりの推進

将来にわたって持続的に発展していくことのできる環境にやさしい循環型社会の実現と地域の豊かな自然環境と共生する都市の形成を図るため、環境への負荷の低減に向けた総合的な地球環境保全対策の充実に努めるとともに、廃棄物の適正処理やリサイクルなどの取り組みを推進します。

① 環境保全対策の推進

地域特性を踏まえた環境の保全と創造を積極的に推進していくため、環境管理の推進を図るとともに、市民・事業者がそれぞれの役割分担に応じて、自主的かつ積極的に環境保全活動に取り組めるよう、活動支援など総合的な環境保全対策の推進を図ります。

② 廃棄物の適正処理とリサイクルの推進

市民、事業者、行政の協働のもと、ごみの減量化やリサイクルを推進し、リサイクルプラザを中心として、地域におけるリサイクルシステムの構築を図ります。

また、R D F製造施設や最終処分場の整備や適正な運営を通して、廃棄物の適正処理を進め、環境と共生した資源の循環と有効利用を推進します。

【主な事業】

施 策 名	事 業 名	事 業 の 概 要	概 算 事 業 費 (百 万 円)
環境保全対策の推進	環境都市創造事業	○各種環境保全活動の実施 (* ISO取得、環境副読本作成等)	36
廃棄物の適正処理と リサイクルの推進	ごみ減量化・リサイクル 推進事業	○生ごみ処理機購入費補助 (* リサイクルプラザの運営)	32
	廃棄物処理対策事業	○R D F 製造施設の整備 ○一般廃棄物最終処分場の整備 ○し尿処理施設改建設費負担	2,772

(2) 水と緑を生かしたまちづくりの推進

瀬戸内海沿岸から西中国山地までの豊かで多彩な自然環境を生かした潤いのある美しい都市の形成を図るため、森林、河川、海などふるさとの自然の保全・創造に努めるとともに、恵まれた自然を有効に活用し、水と緑を生かしたアメニティ性の高い地域空間の整備を進めます。

① 緑の保全と活用

森林の持つ国土保全、水源かん養、保健休養、景観形成などの公益的機能が総合的に発揮された緑豊かな美しい地域づくりを推進するため、造林・保育、間伐等森林の適正な管理を行うとともに、自然との交流の場の整備や既存施設の活用を通じた森林空間の有効活用を図ります。

② 潤いのある環境づくり

生活に安らぎと潤いをもたらす自然と調和した個性的で美しい地域環境を創出していくため、それぞれの地域特性を生かした沿道の修景・緑化などの景観整備を進めるとともに、人々が憩える魅力ある親水空間の整備を進め、地域の魅力を創出します。

【主な事業】

施策名	事業名	事業の概要	概算事業費 (百万円)
緑の保全と活用	森林造林保育事業	○市有林の新植・保育 * ○市行造林の保育 * ○公団造林の新植・保育	830
	森林管理事業	○水土保全林の間伐等 ○森林管理補助（間伐・保育等）	300
	森林活用事業	○リフレッシュ空間の形成（魅惑の里） ○森林インストラクターの養成・活用	4
潤いのある環境づくり	地域公園化事業	○道路沿線の修景綠化 ○トイレ・広場等の整備	58
	親水空間整備事業	○水辺空間の整備	65

【主な県事業】

施策名	事業名	事業の概要
潤いのある環境づくり	河川改良事業	○小瀬川の親水護岸整備（津田地区）

(3) 多彩な生涯学習環境の整備

すべての市民がそれぞれの^{*}ライフステージにおいて、日常的に学べる生涯学習社会を形成していくため、地域の人材、施設、資源の総合的な活用や施設相互の連携を強化し、多様化・高度化する学習需要に対応した、魅力ある生涯学習ネットワークの確立を図るなど、市民が主役の生涯学習のまちづくりを推進します。

① 生涯学習の推進

生涯学習によるまちづくりを推進していくため、^{*}生涯学習支援システムを構築するなど、生涯学習推進体制の確立を図ります。

また、既存施設の有効活用を図りつつ、豊かな自然などの地域特性に応じた広域的な学習の場や地域の拠点となる学習施設の整備を進め、相互に連携した効果的な運用を図るとともに、魅力ある学習機会の提供や学習成果の発表の場の確保など多彩な生涯学習環境の整備を図ります。

② スポーツ・レクリエーションの振興

市民が生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康の増進や生きがいの創出、競技力の向上を図ることができるよう、活動機会の拡充やスポーツ団体の育成などスポーツ・レクリエーション活動振興のための体制整備を進めるとともに、スポーツ施設の計画的な改修を進め、市民の活発な利用を促進します。

【主な事業】

施策名	事業名	事業の概要	概算事業費 (百万円)
生涯学習の推進	生涯学習推進事業	○生涯学習のまちづくり事業の推進	12
	生涯学習施設整備事業 (再掲)	○生涯学習施設の整備	—
	まなびの森創造事業	○長期滞在型学習施設の整備 ○教職員研修施設の整備 ○まなびの森自然体験村事業の実施	436
	図書館運営事業	○図書館サービスシステムの整備 ○図書館活動事業（蔵書整備等）	505
スポーツ・レクリエーションの振興	社会体育施設整備事業	○佐伯総合スポーツ公園の改修	238

(4) 観光・交流ネットワークの整備

海と緑、都市と農山村が共生した表情豊かな地域特性を生かした多彩な出会いの創出や観光・交流による地域の魅力と活力の向上を図るため、新たな観光・交流資源の整備や魅力アップ、交流事業の推進など、相互の^{*}ネットワーク化を図りながら、広域的な視点に立った観光・交流振興施策を展開し、様々な人々が集い、行き交う魅力あるまちづくりを推進します。

① 観光の振興

多彩な地域資源を背景とした魅力ある観光地を形成し、集客力や誘致圏域の拡大を図っていくため、観光ニーズの多様化に対応した観光振興策を検討し、多彩な観光資源を^{*}ネットワーク化した魅力ある観光ルートの確立や幅広い観光メニューの提供、遊歩道や観光案内板等観光関連施設の整備など、観光客の受入れ態勢の充実を図るとともに、宣伝、誘致活動の強化を推進します。

② 交流の推進

農業や食、森林と清流、温泉など地域の特性や資源を生かした多様な交流を推進していくため、新たな観光・交流施設の整備や既存施設を有効に活用し魅力化を図るとともに、^{*}交流スタッフや創作活動家の受入れなどホスピタリティのある特色ある交流事業を展開し、ふれあいのある地域づくりを進めます。

【主な事業】

施策名	事業名	事業の概要	概算事業費 (百万円)
観光の振興	観光振興事業	○観光振興計画の策定	5
	観光関連施設整備事業	○遊歩道の整備 (冠史跡ルート・冠高原) ○観光サイン施設 (観光案内板等の整備)	35
交流の推進	観光交流施設整備事業	○交流広場の整備 ○交流施設の整備 (交流・体験施設) ○魅惑の里の施設整備 (宿泊・研修施設)	3,849
	都市農村交流事業	○ [*] オートガルденの整備 (交流型貸し農園) ○都市農村交流事業 [*] (交流スタッフ、創作活動家の受入れ)	120

3 一体化によるエネルギーと可能性を融合し、新たな活力を創出するまちづくり

(1) 市民活動の活性化

個性と活力ある地域社会の形成を目指し、地域相互の連携による一体的なまちづくりに向けた活力を創出していくため、それぞれの地域におけるコミュニティの伝統を生かしつつ、時代に対応した新たなコミュニティづくりを進め、地域コミュニティの振興や市民活動の活性化と市民の主体的なまちづくりの促進を図ります。

また、多様な市民活動を支え、一体感の醸成と地域の振興を図るため、財政基盤となる合併市町村振興基金の造成を検討します。

① コミュニティ活動の活性化

地域の多様なコミュニティ活動を促進するため、市民の主体的な地域づくりの計画やこれに基づく活動を支援していくとともに、市民活動の拠点となる公民館などの身近なコミュニティ施設の整備を計画的に進めます。

② 多様な市民活動の支援

ボランティアやN P O（非営利組織）などの市民の主体的で多様なまちづくり活動を支援するため、活動の拠点となる場を整備するとともに、情報の提供、人材育成、^{*}ネットワーク構築など必要な支援を行い、市民が活動しやすい環境づくりを進めます。

【主な事業】

施 策 名	事 業 名	事 業 の 概 要	概 算 事 業 費 (百 万 円)
コミュニティ活動の活性化	コミュニティ支援事業	○まちづくり活動計画の策定 ○まちづくり活動の支援	21
	コミュニティ施設整備事業	○公民館の改築・改修 ○コミュニティ施設の改築・改修	1,407
多様な市民活動の支援	地域活動支援施設整備事業（再掲）	○地域活動支援施設の整備	一
	市民活動・起業化支援施設整備事業	○市民活動支援センター・起業化支援機能等の複合施設の整備	313

(2) 次代を担う人材を健やかに育成し、若者や女性がいきいき活動する社会の形成

将来に向けて、活気あふれる地域社会を形成していくため、地域の特性を生かした特色ある学校づくりを推進するなど、教育環境の充実に努めるとともに、学校や地域が一体となって次代を担う人材を健やかに育成します。

また、子育て支援などを通して、女性が個性と能力を発揮しながら、社会において自立できる環境の形成を推進します。

① 学校教育の充実

時代の変化に対応できる「生きる力」をもった心豊かな児童・生徒を育成していくため、快適な学習環境や安全性の確保に向けた学校施設の計画的な整備を推進するとともに、高度情報通信社会に対応した情報機器の導入など、魅力ある学校教育を推進します。

また、地域に開かれた学校づくりを基本として、社会や時代の変化に対応し、地域の実情に応じた特色ある教育活動の展開を図ります。

② 青少年の健全育成

青少年の自主的活動や社会参加を通して豊かな人間性や社会性をかん養していくため、職業体験、学校ボランティア支援、多様な交流事業等の活動機会と場を提供するなど、家庭、学校、地域社会が相互に連携した青少年の健全育成を推進します。

③ 女性の社会参画の促進と子育て支援の充実

女性が自立し、社会参画できる元気のあるまちづくりを推進していくため、男女共同参画の在り方とその実現方向を検討するとともに、安心して子どもを産み、育てることができるよう、保育環境の整備など子育て支援体制の充実を図ります。

【主な事業】

施策名	事業名	事業の概要	概算事業費 (百万円)
学校教育の充実	教育環境・設備整備事業	○小学校施設の整備 ○中学校施設の整備 ○給食センターの整備 ○情報機器等の整備 （校内LAN、パソコンの更新）	3,857
	学校開放事業	○地域交流教室の整備	93
	特色ある教育・特色ある学校づくり事業	○小・中学校の創意工夫を生かした学校づくり ○国際理解教育の推進 ○心の教室相談員の設置 ○小・中一貫教育の推進 ○教育研究及び成果の公開	393
青少年の健全育成	青少年健全育成事業	○各種青少年育成事業の実施	26
女性の社会参画の促進と子育て支援の充実	男女共同参画プラン策定事業	○男女共同参画プランの策定	6
	保育環境整備事業	○保育園施設の整備 （津田・玖島・吉和保育園の改築、各所保育園の改修等） ※津田保育園は再掲	364
	特別保育等推進事業	○延長保育・一時保育・低年齢児保育等の実施	1,459
	子育て支援事業	○児童館の運営 ○子育て支援センターの運営 ○ファミリーサポートセンター事業の実施 ○乳幼児医療費助成	2,351

注：再掲分は事業費含まず

(3) 新たな市民文化の創造

地域の豊かな歴史や伝統的な文化を生かしながら、一体化による市民のエネルギーを結集し、次代に向けた個性ある市民文化をはぐくみ、創造していくため、市民の多様な活動の支援や地域特性を生かした文化的な空間づくりなど幅広い分野における文化環境づくりを推進します。

① 市民文化の振興

個性ある地域文化を創造し、市民の芸術文化活動の振興を図るため、文化施設の機能強化や施設間の相互連携、伝統文化の伝承施設等の整備を進め、芸術・文化の鑑賞機会や振興事業の拡充を推進するとともに、市民の自主的な文化創造活動の活発化を促進します。

また、合併を契機に新たな市民参加型の文化・スポーツイベントを企画・開催し、市民の一体感を醸成するとともに、新たな地域イメージの創出を図ります。

【主な事業】

施 策 名	事 業 名	事 業 の 概 要	概 算 事 業 費 (百 万 円)
市民文化の振興	歴史・文化振興推進事業	○民俗芸能等の伝承施設の整備	38
	市民交流推進事業	○市民文化祭の実施 ○市民スポーツ大会の実施	4

(4) 既存産業の活性化と新産業の創出

新たな時代に対応できる産業の再生と創出による活力ある都市の形成を図るため、地域特性を生かした農林水産業の適切な振興策を展開するとともに、商店街や既存企業の活性化、企業立地の促進や起業化を支援するなど地域産業の振興を推進します。

① 農林業の振興

農業については、^{*}ほ場整備、農道等の農業生産基盤施設の整備を進めるとともに、^{*}農業生産法人の設立、農産物の加工・販売施設を整備し、^{*}6次産業化や観光との連携も視野に入れながら、収益性の高い産地形成など、集落を単位とする農業振興施策を推進します。

林業については、林家の生産意欲の増進を促進するとともに、林道等林業基盤施設の整備や計画的・集団的な造林・保育・間伐等の森林整備を推進します。

② 商工業の活性化

商業については、今後の商業活性化策を検討しながら、小売商業の集積や商業空間の整備を進め、広島都市圏西部地域の商業中心地として、拠点性と集客力の向上を図ります。

また、内陸部については、利便性の高い小売商業の集積を促進し、生活サービス機能の維持・増進を図ります。

工業については、木材・木製品製造業などの産業蓄積を生かし、既存製造業の高付加価値化の促進、地場産業の活性化、新たな事業の創業支援などに取り組むとともに、都市型産業の立地促進や企業誘致活動の積極的な展開を図ります。

【主な事業】

施策名	事業名	事業の概要	概算事業費 (百万円)
農林業の振興	農業基盤整備事業	○ほ場、農道・水路等の生産基盤整備	750
	農業生産法人設立支援事業	○集落農場型農業生産法人の設立 ○活動拠点の整備	18
	農業生産施設整備事業	○農機具倉庫の整備 ○堆肥加工センターの整備	177
	農産物加工・販売促進事業	○コミュニティ施設の整備、特産品の開発 ・販売	53
	林業基盤整備事業	○林道の整備	1,808
	森林造林保育事業 (再掲)	○市有林の新植・保育 ○市行造林の保育 ○公団造林の新植・保育	—
商工業の活性化	商工業活性化計画策定事業	○商工業活性化計画の策定	10
	市民活動・起業化支援施設整備事業（再掲）	○市民活動支援センター・起業化支援機能等の複合施設の整備	—
	地場産業活性化事業	○広島県木材利用センターの購入・運営	109

【主な県事業】

施策名	事業名	事業の概要
農林業の振興	林業基盤整備事業	○太田川林業地基幹線の整備 (吉和西～湯来町) ○林道大向長者原線の整備 (吉和西地区)

VI 公共施設の統合整備

公共施設は、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性や地域間バランス、さらには財政事情等を考慮しながら、順次統合整備を図ります。

統合整備の検討にあたっては、行財政運営の効率化、現公共施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮します。

特に、合併に伴い支所となる旧役場庁舎等については、住民窓口サービスの低下を招かないよう、電算処理システムのネットワーク化等により、必要な機能の整備を図ります。

VII 財政計画

1 基本的な考え方

財政計画の作成にあたっては、財政の健全性を維持することを基本とし、現在の行政制度、経済状況をもとに、合併とともに変動要因を加味して推計します。

2 財政計画の概要

(1) 計画の前提

① 計画の期間

財政計画の期間は、平成15(2003)年度から平成24(2012)年度までの10か年とします。

② 対象

財政計画は、普通会計を対象とします。

③ 作成の方法

歳入・歳出それぞれ各項目ごとに、現況や過去の実績並びに経済情勢等を勘案しながら、合併による歳出の削減効果・サービス水準の向上等を反映させるとともに、^{*}合併特例債や^{*}合併推進交付金などの国・県の財政支援措置等を有効に活用することとします。

(2) 岁入・歳出

■歳入

(単位：百万円)

年 度 項 目	平成15年度 (2003)	平成16年度 (2004)	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	合 計
地 方 税	11,741	11,908	12,093	11,890	12,064	12,281	12,209	12,468	12,738	12,781	122,173
地方交付税	5,677	5,503	5,399	5,260	5,334	5,323	5,498	5,635	5,812	6,005	55,446
国・県支出金	4,603	4,102	3,981	3,644	3,810	4,769	4,672	4,672	4,312	3,438	42,003
地 方 債	4,871	5,610	4,644	3,915	4,363	4,472	3,704	4,396	5,058	4,861	45,894
うち特例債	875	1,632	2,615	2,050	2,699	2,806	1,946	2,630	3,264	3,217	23,734
そ の 他	6,162	4,606	4,029	4,889	4,956	4,562	4,462	4,600	4,641	4,461	47,368
歳 入 合 計	33,054	31,729	30,146	29,598	30,527	31,407	30,545	31,771	32,561	31,546	312,884

注) 特例債：合併特例債

■歳出

(単位：百万円)

年 度 項 目	平成15年度 (2003)	平成16年度 (2004)	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	合 計
人 件 費	6,756	6,820	6,863	6,976	7,016	7,045	7,080	7,066	7,053	7,088	69,763
扶 助 費	2,196	2,257	2,320	2,384	2,451	2,519	2,589	2,662	2,736	2,813	24,927
公 債 費	6,616	6,000	4,356	4,609	4,789	4,888	4,975	5,087	5,095	5,445	51,860
物 件 費	4,113	4,423	4,398	4,385	4,383	4,383	4,388	4,384	4,385	4,385	43,627
投 資 的 経 費	7,945	6,761	6,702	5,780	5,273	5,945	5,865	6,651	6,913	5,400	63,235
うち特例事業	1,772	2,702	3,941	3,103	2,748	3,888	4,017	4,680	4,867	3,908	35,626
そ の 他	5,428	5,468	5,507	5,464	6,615	6,627	5,648	5,921	6,379	6,415	59,472
歳 出 合 計	33,054	31,729	30,146	29,598	30,527	31,407	30,545	31,771	32,561	31,546	312,884

注) 特例事業：合併特例債充当事業

※ 表中の用語については巻末の用語解説参照

用語解説

注1 アルファベット、50音順とし、長音記号「ー」、濁点等は配列上無視している。

注2 [] の表示のある用語は別に用語を解説している。

I S O

非政府国際機関である国際標準化機構(I S O : International Organization for Standardization)が制定する、国際的に適用する製品やシステムの規格、標準のこと。本計画では、環境にやさしい事業活動を推進するために定めた環境管理・環境監査に関する国際規格(14000シリーズ)を指す。

L A N

L A N(Local Area Network)は構内通信網の略。構内に分散設置されたコンピュータ、端末、ファイル装置、プリンタ装置などを高速伝送路で結ぶ通信網のこと。

R D F 製造施設

可燃ごみを粉碎、圧縮、乾燥した棒状の固形燃料(R D F : Refuse Derived Fuel)に成形する施設のこと。

アクセス

接近。近づく方法。または交通手段のこと。

アメニティ

一般には「快適性」や「快適な環境」のこと。

オートガルден

自治体などが貸し出す形式の農業従事者でない人が野菜などを栽培する小さく区画された農園(市民農園)で、農園の区画に隣接して駐車場を設け、遠方から利用しやすく整備したもの。

街区公園

都市計画で、主として街区に居住する人の利用に供することを目的として設置される公園のこと。誘致距離250mを対象範囲として、1か所あたり面積0.25haを標準に整備する。

介護サービス基盤

特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設及び介護サービス提供体制も含めた介護保険制度運営の基盤。

合併市町村振興基金

合併後の市町村が、新市町村の一体感の醸成や旧市町村単位の地域振興等のために設ける基金のこと。

合併推進交付金

広島県の合併支援策。合併議決後に実施する地域振興事業や市町村建設設計画計上事業で、支所等の改修、電算共通化等に要する経費を合併市町村に交付する。

合併特例債

合併年度及びこれに続く10年度に限り、市町村建設設計画に基づく特に必要な事業及び合併市町村の振興のため行う基金造成に対し充当する地方債のこと。

基幹型在宅介護支援センター

在宅介護支援センターは、在宅の高齢者やその介護を行う人等に対して、24時間体制で介護や看護の相談やサービス提供事業者との連絡調整を行うセンターのこと。

基幹型は、各地域の在宅介護支援センターを統括・支援するセンターで、市内全域にわたる在宅高齢者保健福祉サービスの全体調整を行う役割を担う。

技術ストック

技術的な財産、貯量。産業等における蓄積された技術や技能。

行政文書の電子化

意思決定の迅速化、事務の簡素化・効率化等を図るため、また情報公開に適切に対応するため、パソコンの配備や庁内のLAN構築により、行政文書を従来の紙からコンピュータのデータとして扱うようにすること。ペーパーレス化ともいう。

協働

市民と行政が互いに自立した関係の主体として協力し、ともに活動すること。

近隣公園

コミュニティ形成の役割を担う都市計画上最も基本的な公園であり、近隣住民の利用を対象とする。誘致距離500mを対象範囲とし、1近隣住区あたり1か所を目標に面積2haを標準として配置する。

国と地方の長期債務残高

返済期間1年以上の債務を長期債務といい、国債、借入金等を加えた国の債務と地方債等の地方の債務の合計残高を指している。

経営耕地面積

統計調査期日現在で、農家が経営している耕地の面積。

公債費

行政経費のうち、地方債の元利償還金、一時借入金利子の支払いに要する経費のこと。

豪雪地帯

豪雪地帯対策特別措置法に基づき指定される。雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進する。

公団造林

分収林特別措置法に基づいて、緑資源公団と土地所有者が分収契約を締結し、緑資源公団の費用負担により施業する森林。

交流スタッフ

都市と農村の交流を促進するため、魅惑の里

等で就業する若者を受け入れているが、これを交流スタッフと呼んでいる。

小型合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理できる一般家庭用浄化槽のこと。

シェア

持ち分、割り当て。または市場占有率をいう。

市行造林

分収林特別措置法に基づいて、行政と土地所有者が分収契約を締結し、行政の費用負担により施業する森林。

シビックセンター

公共施設、文化施設などの都市施設を集中して配した地域のこと。

循環型社会

廃棄物の排出が抑制されるとともに、製品等がリサイクル資源となったときにこれを利用することが促進され、また、資源とならなかつた場合には適正な廃棄物処理が確保されることにより、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

生涯学習支援システム

多様な生涯学習ニーズに対応して、様々な分野の講座等の開催や情報提供、また講座等に携わる新たな人材の発掘や育成等まで含めた一元的な生涯学習事業の運営の体制をいう。

親水護岸

河川や海岸などで容易に水辺に親しめるよう、階段状などの形態に築造した護岸。

水土保全林

小瀬川水系の源流域において、水資源の確保を図るため、公有林、私有林を含め造林事業を行ったもの。

堆肥加工センター

酪農家から排出される家畜の糞尿を加工し、堆肥化する施設。

ターミナル

鉄道、バス、自動車などが集散する交通結節点のこと。

地域高規格道路

地域の連携の強化と地域間の交流の促進を図るため、高規格幹線道路（国土縦貫道等）網と一緒に整備される高速交通ネットワークの充実を図る地域の高規格道路のこと。自動車専用道路又はこれと同程度の機能を有し、高いサービスを提供できる道路として整備される。

地籍調査

国土調査法に基づく「国土調査」の一つで、土地ごとに所有者、地番を調査し、境界の位置と面積を測量する。地籍調査の成果は登記所に送られ登記簿、地図が更新される。

地方交付税

国税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）から、国が地方公共団体の状況に応じて交付する税のこと。

地方債

臨時的に多額の経費を伴う事業を行うときの財源を調達するため借り入れる資金で、対象となる事業は地方財政法等で制限されている。

地方税

市町村が課税する税で、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び都市計画税などがある。

投資的経費

行政経費のうち、普通建設事業、災害復旧事業及び失業対策事業に要する経費のこと。

特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち市街化区域以外などで、水質保全上特に必要な区域において設置される比較的小規模な下水道。

都市型サービス

広域的な行政、商業、業務など都市に立地する様々な機能が提供する市民生活サービスを総

称した表現。

都市型住宅

土地の高度利用を図った中高層・集合住宅のこと。

都市計画道路

都市計画において定められた都市施設の一つ。自動車専用道路・幹線街路・区画街路・特殊街路の4種類に分けられる。

都市施設

道路、公園、上・下水道、ごみ処理場、学校、病院等の施設。

土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために、土地区画整理法の規定に基づき実施される土地の区画形質の変更及び道路などの公共施設の新設・変更を行う事業のこと。

内水面

河川、湖沼、湾、内海などの水面。

ネットワーク

網状の組織、～網。ネットワーク化は、ネットワークを介して、物流、情報、人々の交流などが盛んに行われるよう様々な手段を講じること。

農業集落排水

農村における生活排水処理施設のこと。農村では、小さい集落が分散していることが多いため、下水道よりも小さい規模で、数集落単位で汚水を処理する。

農業生産法人

農業従事者の高齢化や後継者難などを背景に、農業経営の集団化や効率化を目指して設立される法人。農業機械や倉庫等の共同利用や経営指導、農作物の受託生産などの農家支援を行う。農事組合法人、合弁会社、合資会社、株式会社などの形態があるが、農地法には農業生産法人たる基準が定められている。

パートナーシップ

提携、協力関係の意味であるが、まちづくりにおいては、市民と行政が互いに自立し、互いの主体性を尊重し、かつ相互作用による創造的な効果を発揮していく関係と言える。

バリアフリー

高齢者や障害者などが生活する上で、行動の妨げとなる物理的な障壁や人々の心に内在する障壁など、すべての障壁(バリア)を取り除くという考え方のこと。

ファミリーサポートセンター

保育園等の時間外や病時・後などにおいて、育児援助を受けたい人と援助ができる人をコーディネートする組織体制のことをいい、子育て支援策の一つ。

扶助費

行政経費のうち、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、老人、心身障害者の生活維持を図る目的で支出される経費のこと。

物件費

行政経費のうち、備品、消耗品などの需用費、郵便料などの役務費、委託料などの経費のこと。

防災公園

大震火災時における市民の生命、財産を守るために、備蓄倉庫や耐震性貯水槽等を備え、避難地、避難路として機能する公園のこと。

ほ場

農地。特に水田をいう。

ホスピタリティ

旅行者や来客を親切にもてなすこと。また、その環境。

ポテンシャル

潜在的能力や可能性のこと。

マンパワー

有効労働力のこと。保健・医療・福祉の分野では、専門的知識をもつ医師、看護士、保健師、

社会福祉士などの有資格者、保健・医療・福祉施設で働く職員、ホームヘルパーなどをいう。

見守りホットライン

主として85歳以上の独居老人を対象とした、緊急時の通報システム。

用途地域

市街地内の住居と工業等の異なる用途が混在することを防止し、秩序ある市街地の形成を図るため、地域ごとに建てられる建築の用途・規模等を定める都市計画制度の一つ。

ライフスタイル

生活様式。衣食住をはじめ、行動様式や価値観まで含めて言う。

ライフステージ

人の一生を幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた、それぞれの段階のこと。

リサイクルプラザ

平成13(2001)年4月にオープンした廃棄物再生利用の総合施設。資源化ごみの分別工場とリサイクルの実践拠点としての工房、リサイクルショップを備えている。

6次産業化

農林水産、製造・加工、流通・サービスまでを一貫して行う業態について、第1産業と第2次産業、第3次産業を合計した形という意味で6次産業と呼び、特に農業振興策として各地で様々な取り組みが行われている。

廿日市市・佐伯町・吉和村合併建設計画
平成14(2002)年11月

編集・発行／廿日市市・佐伯町・吉和村合併協議会